

事業主の皆さまへ

日本年金機構からのお知らせ

電子申請・電子媒体申請に関する照会先が変わりました

電子申請・電子媒体申請で利用する各種プログラムの操作方法に関する照会は、平成30年9月3日(月)から、「ねんきん加入者ダイヤル」で対応しています。電話番号や受付時間等は次のとおりです。

ねんきん加入者ダイヤル（電子申請・電子媒体申請照会窓口）	
電話番号	0570-007-123（ナビダイヤル） （050から始まる電話でおかけになる場合は（東京）03-6837-2913）
受付時間	月～金曜日 午前8：30～午後7：00 第2土曜日 午前9：00～午後5：00 ※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外（携帯電話等）からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6837-2913」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

厚生年金保険料等の徴収機関として、法令に基づく滞納整理を強化します

日本年金機構は、厚生年金保険料等の徴収機関として、公平かつ公正な財源の確保を図ることで、将来にわたって安定した年金制度を維持し、国民一人ひとりの年金権を守ることを使命としています。

この使命のもと、**滞納整理の強化を図ることを目的として、平成30年10月、国税徴収法等に基づく滞納処分業務を専門的に実施する部署（「特別徴収対策部」）を機構本部内に設置いたしました。**

この部署では、保険料の滞納が高額、長期化した事案について、より早期に滞納の解消を図るため、年金事務所から事案を移管し、**保険料等の自主的な納付が見込めない悪質なケースには、財産の差押え等の滞納処分を厳正に実施いたします。**

【参考】日本年金機構HPより抜粋（日本年金機構の取組み「滞納整理」）

厚生年金保険料等を納付期限までに納めていただけない事業所に対しては、督促状を送付するとともに、電話などによる納付督促を行います。督促状で指定した期限までに完納されない場合、滞納保険料等を回収するための滞納処分に入ります。なお、事業所の実情によっては、分割納付による完納を認め、早期に完納される場合は、指定した期限を過ぎても滞納処分は猶予されます。

報酬・賞与の区分が明確化されました

「報酬」及び「賞与」の区分は、保険料額及び年金額の計算の基礎となることから、正しく判別のうえ届出を行う必要があります。

今般、厚生労働省より通知が発出され、「通常の報酬」、「賞与に係る報酬」及び「賞与」の区分について、諸規定又は賃金台帳等から、二以上の異なる性質を有する手当等であることが明らかなる場合には、同一の性質を有すると認められるもの毎に判別すること等の取扱いが明確化されました。

この取扱いは、平成31年1月4日から適用されますので、詳細は日本年金機構ホームページでご確認ください。

日本年金機構

検索

<http://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構
Japan Pension Service

◆年金委員制度のご案内

年金委員とは、厚生年金及び国民年金に関する適用・給付・保険料などについて、会社や地域において啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、会社の事業主や市町村等からの推薦により厚生労働大臣が委嘱します。活動範囲により、「職域型」と「地域型」の2つに区分され、「職域型」は主に適用事業所内、「地域型」は自治会などの地域において活動していただいております。
年金委員を設置されていない事業所におかれましては、ぜひ、年金委員の推薦をお願いいたします。
 ※詳しくは、最寄りの年金事務所までお問い合わせください。

◆年金相談の時間延長と週末相談のご案内

山口県内の各年金事務所では、年金相談の時間延長と週末相談を行っています。

- 平日（休日明けを除く） 8：30～17：15
- 月曜日（休日明けの初日） 8：30～19：00
⇒11月5日、12日、19日、26日
- 週末相談日（第二土曜日） 9：30～16：00
⇒11月10日

平成30年11月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

※山口県内の各年金事務所・**防府年金相談センター**（山口年金事務所管理）では、**窓口の一部を予約制**にしています。

予約の申し込みは「**予約受付専用電話**」へ!!! **0570-05-4890**
 予約受付専用電話に繋がらない場合は、各年金事務所（下記及び出張相談所開設のご案内の電話番号）までお問い合わせください。
 ・山口年金事務所（予約☎ 083-922-5660）
 ・下関年金事務所（予約☎ 083-222-5587）

◆出張相談所開設のご案内

日	時	会場	管轄年金事務所
11月20日（火）	10:00～16:00	豊浦総合支所	下関年金事務所
11月22日（木）	10:00～16:00	豊北総合支所	
11月30日（金）	10:00～16:00	豊田総合支所	
11月14日（水）	9:30～15:30	【予約制】光市役所	徳山年金事務所 (☎0834-31-2152)
11月15日（木）	10:00～16:00	【予約制】田布施町役場	
11月28日（水）	9:30～15:30	【予約制】下松市役所	
11月14日（水）	9:30～15:30	【予約制】美祢市民会館	宇部年金事務所 (☎0836-33-7111)
11月8日（木）	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	岩国年金事務所 (☎0827-24-2222)
11月20日（火）	10:00～16:00	【予約制】周防大島町久賀総合センター	
11月22日（木）	10:00～16:00	【予約制】柳井市役所	
11月8日（木）	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	萩年金事務所 (☎0838-24-2158)
11月21日（水）	10:00～12:00	【予約制】萩市役所田万川総合事務所	
11月22日（木）	10:00～15:00	【予約制】長門市役所	

徳山年金事務所、宇部年金事務所、岩国年金事務所、萩年金事務所管内での出張年金相談は、**【予約制】**となっています。事前に管轄年金事務所へ電話で予約をお願いします。
 ※相談にお越しの際には、**年金証書、振込通知書、年金手帳や健康保険被保険者証**などの、本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。本人以外の方が相談される場合には、本人からの**委任状**とお見えになる方の本人確認ができる**証明書（運転免許証等）**が必要です。